

重点施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへの支援

【個別施策】

- (1) こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進
- (2) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援
- (3) 虐待の防止
- (4) 一時保護所の環境改善及び孤立した子ども・若者への支援
- (5) 性被害の被害者等となった子どもからの事情聴取
- (6) 子ども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援
- (7) 社会的養護経験者や困難に直面している子ども・若者への支援
- (8) ケアラー、ヤングケアラーへの支援

(1) こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進

①	子どもと家庭を地域で支援する取組の推進
児童相談所・施設・市町村等関係機関が一体となって子どもや家庭を支援する体制を充実・強化します。虐待の未然防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家庭支援の充実や、里親養育の支援等、施設の専門的な養育機能を生かした地域支援の充実を図ります。	
②	家庭支援事業への支援
子育ての負担を軽減し、子育て世帯や子どもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業や、レスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事業を含めた家庭支援事業を実施する市町村への支援を行います。	

(2) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援

①	予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等への相談支援
若年妊婦等が抱える予期しない妊娠や出産に関する悩みや不安を軽減するため、アプリや電話等を活用した相談支援を行うとともに、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携した支援を行います。	

(3) 虐待の防止

①	虐待防止対策の総合的な推進
(児童の安全確認等のための体制強化) 児童相談所において、児童虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認の強化を目的とした補助職員を配置します。 (カウンセリング強化) 児童相談所職員が保護者等へカウンセリングを行うにあたり、精神科医による助言・指導を受けます。 (医療サポート) 児童虐待の事実認定のために、専門的な医学的所見を必要とする場合、医療機関に診断を依頼します。 (弁護士の配置) 児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うため、児童相談所に弁護士を配置するとともに、常時相談ができる体制の整備を図ります。	
②	子どもへの虐待の禁止の徹底
体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するため、保護者及び養育者による体罰は虐待であることを広く県民に周知し、子どもや保護者等の理解を促進します。 また、被措置児童等への虐待の禁止について、施設職員及び里親への徹底、入所児童等や関係機関への周知を行い、未然防止を図ります。	
③	児童虐待の未然防止と早期発見・対応
児童虐待、子育ての不安、しつけ、不登校等の様々な子どもや家庭の悩みに関する相談や虐待通告に関し、電話、SNSなど複数の媒体による相談・通告窓口を設けるとともに、関係機関との連携を強化するための広報・啓発を行い、地域全体の関心を高め、児童虐待の未然防止や早期発見・対応の取組を進めます。	
④	SNS児童虐待防止相談事業
コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家庭の悩みなどの相談を幅広く受け付けます。	
⑤	児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証と再発防止
児童虐待による死亡事例等の検証結果及び提言を関係機関と共有し、再発防止に向けた取組を強化します。	
⑥	児童相談所業務支援システムの運用
引き続き増加傾向にある児童虐待相談に対し、迅速かつ適切に対応できるよう、相談情報のデータベースシステムを運用します。	

(4) 一時保護所の環境改善及び孤立した子ども・若者への支援

①	一時保護児童教育の推進
一時保護所を併設している児童相談所にそれぞれ教員資格者を配置し、一時保護所でも教育が受けられるように配慮します。さらに、一時保護されている児童の教育を受ける権利を尊重し、通学又はそれに代わる支援が受けられるように関係各所と調整します。	
②	心のケア
一時保護所に保護した児童の不安を解消し、心のケアを図ります。	
③	支援を必要とする子どもの意見表明権の確保【再掲】
児童福祉施設等に入所、委託又は一時保護している児童等の意見又は意向を汲み取り代弁し、自ら声を上げることが難しい子どもが意見表明する権利を確保することで、子どもの権利を擁護します。	

(5) 性被害の被害者等となった子どもからの事情聴取

①	児童からの聴取に関する取組の推進
検察庁、警察、児童相談所等の関係機関の連携を強化し、被害者等となった子どもからの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が司法面接の手法を用いた聴取を行う取組を推進します。 また、子どもの精神的負担に十分に配慮した適切な聴取を行うことができるよう、精神的負担を感じにくい聴取場所の設置を検討していくほか、上記三機関で連携の上、専門性を有する人材の養成など能力向上を図ります。	

(6) 子ども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援

①	児童相談所の体制強化
増加する児童虐待相談に迅速かつ的確に対応するため、国が示す「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」や児童福祉法等の改正の趣旨を踏まえ、児童相談所の人材確保及び専門性の向上を図ります。 また、不適切な養育を受けるなどの様々な課題を抱え、一人ひとりに応じた対応が必要な子どもが増える中、個別性が尊重され、子どもの権利を守り適切なケアが提供できる職員体制を整えます。	

②	児童養護施設等職員への研修実施
児童養護施設等において、子どもの権利擁護意識の向上を図るため、職員の指導等を行う職員を養成する「基幹的職員研修」を実施します。 また、施設職員等を対象に、児童福祉施設、児童相談所関係者、弁護士、精神科医師及び施設経験者、性的マイノリティ当事者、海外とつながりのある児童支援団体等からの講義による人権に関する普及・啓発研修を行い、子どもの人権擁護・意見表明支援の視点に立った質の高い児童福祉施設職員等の育成を図ります。	

(7) 社会的養護経験者や困難に直面している子ども・若者への支援

①	里親委託の推進
家庭養育優先原則を踏まえ、里親委託を優先して検討します。特に、愛着関係の基礎をつくる時期にある乳幼児については、重点的に里親委託を推進していきます。 里親委託を推進するため、普及啓発、里親の開拓、研修、マッチング、委託後の支援など包括的な里親養育支援を行う里親支援センターの設置を検討し、より効果的に実施できる体制の整備やファミリーホーム⁹の設置促進、専門里親の育成等に取り組めます。	
②	家庭と同様の環境における養育の推進
子どもが慣れ親しんだ地域や家庭・家族から離れずに済むよう、予防的支援を行うとともに、代替養育を必要とする子どもについては、家庭養育優先原則や安定的かつ永続的な養育環境の提供を念頭とした支援体制を整えます。 また、子どもに安定的かつ永続的な養育環境を提供する手立てのひとつとして、特別養子縁組制度への理解を広め、担い手を増やすとともに、特別養子縁組が適当と考えられる子どもについて十分な検討が行われるよう、児童相談所職員の理解を促進し、相談支援体制を整えます。	
③	児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用の支援
児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。また、児童養護施設等入所児童の自立の充実を図る観点から、大学等を受験する際に必要な費用や、退所後、安定的な生活を営むための費用を支弁し、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備を行います。	

9 要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、子どもの自立を支援する事業です。

④	民間児童福祉施設への支援
社会的養育を必要とする子どもが、子どもへの個別対応を基盤としたできる限り良好な家庭的環境で過ごせるような取組をする民間児童福祉施設を支援することにより、児童福祉施設に入所する児童へのサービス水準の向上を図ります。 また、医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入れを促進する県所管域の民間児童福祉施設に対して、その活動費用の一部を補助します。	
⑤	児童相談所と関係機関との連携強化
子どもの安全・安心を守るため、また、子どもやその家族の複雑で困難な問題に対応できるよう、児童相談所と市町村や保育所・幼稚園・学校、警察、配偶者暴力相談支援センター等、様々な関係機関とのさらなる連携強化に取り組みます。	
⑥	代替養育を経験した子どもの自立支援
あすなろサポートステーションを支援拠点とし、児童擁護施設や里親家庭から退所・自立する児童の自立支援を促進します。また、自立支援コーディネーターは18歳到達により措置解除された者に、将来の自立に資する支援を行います。 加えて、児童養護施設退所者などの円滑な自立を支援するため、家賃相当額や生活費などの貸付事業に対して、その経費を補助します。	
⑦	児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助
児童養護施設や母子生活支援施設などに入所中又は退所した子どもや母子が就職の際や住宅の賃借の際の身元保証人を確保し、社会的な自立の促進を図ります。	
⑧	ケアリーバーへの支援
18歳到達により施設などを措置解除された者が引き続き自立に向けた支援が必要な場合で、児童自立生活援助事業を利用する場合は、児童福祉法の規定に基づき、施設運営、児童養育等のための経費を支給します。 また、居住の場を失うおそれのあるケアリーバーに対し、一時的な滞在場所を用意するとともに、あすなろサポートステーションの分室としての相談室を併設することで、ケアリーバーへの相談機能を強化します。	

(8) ケアラー、ヤングケアラーへの支援

①	ケアラーコールセンター
年齢や属性が様々なケアラーが気軽に悩みを電話やSNSで相談できるよう、その相談を一元的に受けるケアラー専門の相談窓口を設置します。	
②	ケアラー支援専門員の設置
ケアラー・ヤングケアラーを適切な支援につなぎ、地域で支える体制を構築するため、ケアラー本人からの相談・支援に携わる支援者の間のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例について支援者からの相談対応（情報提供・連絡調整）を行うケアラー支援専門員を設置します。	
③	ケアラーの居場所づくり支援
ケアラー・ヤングケアラーにとって、家庭、学校や仕事以外の「三つ目の居場所」としての役割を担う居場所（ケアラーズカフェ）の設置を促進するため、県内における拠点の立ち上げに必要な初期費用を補助し、かながわケアラー支援ポータルサイトにて補助団体の活動を周知します。	
④	外国人ヤングケアラー通訳支援
ヤングケアラーの負担軽減のため、言語サポートが必要な家庭へ通訳を派遣します。	
⑤	ヤングケアラー相談窓口の周知
ヤングケアラーを早期に発見したうえで適切な支援につなげるため、「かながわヤングケアラー等相談LINE」等ヤングケアラーに対する相談体制について、インターネット広告の実施や広報用カードの学校等での配布により、周知を行います。	
⑥	かながわケアラー支援ポータルサイト
ケアラー・ヤングケアラーの抱える課題やその支援に対する社会の理解を深めるとともに、ケアラー本人がケアラー・ヤングケアラーであると気づき、相談や支援につながるよう、県ホームページにおいて、ケアラー本人や関係機関に相談窓口や利用できるサービスなどの情報を提供するとともに、県民の方にケアラーの置かれている状況などについて周知します。	
⑦	地域包括支援センター職員等の養成研修
地域包括支援センター職員として従事する（又は従事する予定の）保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等に対し、業務を行う上で必要な知識の修得及び技術の向上を図るための研修（初任者研修、現任者研修、管理者向け研修）を実施します。	

重点施策7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

【個別施策】

- (1) 子ども・若者の自殺対策
- (2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- (3) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策
- (4) 生命（いのち）の安全教育の推進
- (5) 子ども・若者が相談しやすい体制の整備
- (6) 有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進
- (7) 安全教育の推進
- (8) チャイルド・デス・レビューの体制整備
- (9) 非行防止、相談支援、自立支援の推進
- (10) 関係機関・団体の連携の推進

(1) 子ども・若者の自殺対策

①	ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業
SNS等のICTを活用した相談支援体制の整備を行い、若者をはじめとして悩みを抱える方がより気軽に相談できる環境を整えます。 また、教育機関等への相談カードの配布や自殺予防週間や自殺対策強化月間において、X（旧Twitter）やInstagram、交通機関等での広告を行い、相談窓口の周知に努めます。	
②	こころ・つなげよう電話相談事業
こころの健康に不安を持つ方の話を傾聴し、自殺防止や心の健康保持・増進につなげるため、フリーダイヤルによる電話相談業務を実施します。	
③	24時間相談受付
子どもの安全に関する相談を24時間体制で受け付ける専用電話を設置し、事案への迅速・適切な対応を行います。	
④	学校における自殺予防に資する教育及び支援の推進
「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育を推進するために、県内の公立小・中学校から推進校を選定し、実践研究を行います。また、県立高校等に生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターを配置し、学校の相談体制を充実させるとともに、県立高校等が地域の関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど、生徒のこころのサポートや自殺予防を推進します。	

⑤	SOSの出し方に関する教育の推進
各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育を「いのちの授業」の取組に位置付け、校内の担任や養護教諭、教科担任をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを通して、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材と連携していきます。	
⑥	自殺対策に関する出前講座の実施
自殺対策に関する知識等の向上を図り、自殺に対する適切な対応が図れる人材を養育するため、関係機関との連携を強化し、小学校、中学校、高等学校等において、教職員等を対象として、「出前講座」の拡充を図ります。	
⑦	私立学校への支援
私立学校が実施する、いじめや自殺の予防、インターネット等の脅威、薬物乱用防止など、いのちを守る啓発取組に対して補助します。	
⑧	関係機関との連携
自殺の背景にある様々な社会的要因を踏まえた総合的な自殺対策を推進するために、各分野の関係機関・団体と連携を図ります。	
⑨	相談窓口の周知
自殺対策ポータルサイトを活用し、行政や関係機関の相談窓口や自殺対策の取組等の情報を一元的に情報発信していきます。	
⑩	1人1台端末等を活用した取組の推進
1人1台端末等を活用し、児童・生徒の心身の変化に係る教育相談を実施する取組等、先行事例を収集して市町村教育委員会と共有することを通して、自殺予防の取組の促進を図ります。	
⑪	自死遺族の集い
自死遺族は心理的な苦痛を抱え、孤立しやすい傾向にあり、自殺に傾くリスクが高いです。自死遺族の複雑な思いを安心して語り合い、必要な情報が得られる場の提供が望まれます。本事業では、身近な大切な人を自殺で亡くした方を対象に、自身の体験を安心して語る場として『自死遺族の集い』を実施します。	

(2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

①	携帯電話やインターネットの安全・安心な利用に係る指導及び啓発の推進
青少年が利用する携帯電話等へのフィルタリング設定の徹底及びインターネット接続制限・監督機能の活用を促進するとともに、青少年の保護者を対象に、リーフレット等によるインターネットの適切な利用やスマートフォンの特性や危険性に関する周知・啓発を行い、青少年の有害情報の閲覧防止や犯罪被害防止を図ります。 また、企業協力による携帯電話教室の実施を通して、子どもたちが携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、安全・安心にインターネットを利用できるよう啓発を図ります。	
②	サイバー教室 ¹⁰ の開催等
児童・生徒を対象とした「サイバー教室」の開催等により、インターネットの危険性に係る啓発活動を推進します。	
③	サイバー防犯ボランティア
児童・生徒、保護者等を対象としたサイバー教室を行うなどのサイバー防犯ボランティア活動に取り組む中高生、大学生等の活動を支援し、サイバー犯罪被害防止やサイバー空間における規範意識の向上を図ります。	
④	新たに出現する多様な課題への対応
SNS等を通じて知り合った人に、だまされたり、脅されたりして、自分の裸や下着姿の写真を要求される「自撮り被害」等への対策として、神奈川県青少年保護育成条例において青少年に対し児童ポルノ等の提供を要求する行為を禁止し、被害防止を図ります。	
⑤	インターネット上の人権侵害に対する啓発活動
インターネット上の誹謗中傷に苦しんでいる方からの相談を受け、解決に結びつけることで、被害者救済に向けた支援を実施します。また、啓発冊子やデジタルサイネージなどでインターネット上の人権侵害に対する啓発活動を実施します。	
⑥	情報リテラシーの習得支援
1人1台端末等を効果的に活用することにより、学習指導要領で「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられた情報活用能力を様々な学習活動を通して育成します。	

10 サイバー教室とは、インターネットに関わる犯罪やトラブルの当事者にならないように、授業等の時間を使って児童・生徒及び保護者等に対して、少年警察職員や警察ボランティアが注意喚起等を行う啓発活動です。

(3) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

①	保育士特定登録取消者管理システム、日本版DBS
子どもに対する性暴力を防止するため、性犯罪を理由に保育士登録を取り消された者のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）の活用の徹底を保育所等へ指導するとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、保育士の研修及び啓発の充実に図ります。 また、子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴の確認や研修等の実施を雇用主側に求める制度（日本版DBS）について、参加が義務の保育所等や参加が任意の放課後児童クラブ¹¹などに研修等を行い、子どもと保護者にとって安全・安心な子育て環境を確保します。	
②	いのちの大切さを学ぶ教室
次世代を担う中学生・高校生に、犯罪に遭われた方々とそのご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「命の大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命を大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識の向上、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり、支える機運の醸成を図ります。	
③	SNS性犯罪・性暴力被害相談
弱い立場に置かれた子ども・若者が、性犯罪・性暴力被害にあう事案が後を絶たないことから、子ども・若者など、より幅広い層からの相談を受け入れやすくするため、従来の電話相談に加え、SNS（LINE）を活用した相談を実施します。	
④	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援
性犯罪・性暴力の被害者が、必要なときに必要な支援をワンストップで受けることができるよう、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を設置し、医療機関や、かながわ犯罪被害者サポートステーションとの連携による支援を行います。	
⑤	福祉犯の取締り
時代とともに子どもの福祉を害する犯罪に係る被害の形態等が変遷していることを踏まえ、街頭補導や少年相談等を通じて、潜在的な福祉犯被害者を発見することに重点を置いています。特に、加害者に対する恋愛感情に付け込んだ事案など、加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯については、早期発見と加害者の迅速な検挙に努め、被害に遭った子どもの保護に重点を置いた取締りを推進します。	

11 学童保育とも呼ばれ、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

⑥	児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止等
児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護を図るとともに、社会全体に対して、児童ポルノは絶対に許されないという社会機運を醸成するための注意喚起・警告活動を推進します。	
⑦	被害少年に対する立ち直り支援活動
犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージの軽減を図るため、少年相談員等が定期的な面接を通じてカウンセリングを行うなど、継続的な支援を行います。	

(4) 生命（いのち）の安全教育の推進

①	生命（いのち）の安全教育の推進
児童・生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにする、「生命（いのち）の安全教育」の視点を盛り込み改訂した「性に関する指導の手引き」を活用し、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける「生命（いのち）の安全教育」を市町村教育委員会とも連携して推進します。 推進にあたっては、各学校等において実施している4つの視点（人権教育・防犯教育・情報教育・性に関する教育）での取組を土台に、児童・生徒が望ましい行動を取れるようにするための指導の充実を図ります。また、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた適切な相談体制の構築及び家庭教育支援の促進にも努めます。	

(5) 子ども・若者が相談しやすい体制の整備

①	SNSひきこもり等相談事業
SNS（LINE）を活用した相談窓口を設置することにより、悩みを抱える子ども・若者及びひきこもり当事者、家族等が相談しやすい環境を整備します。	
②	かながわ女性相談室、かながわDV相談LINE
多様な困難を抱える女性に対し、相談から付き添い支援まで必要な支援につなげるため、女性のための総合相談窓口を設置します。若年女性が相談しやすいように既存の電話、メール、面接による相談に加えてSNSを活用した相談を実施します。 また、配偶者や恋人からのDV¹²・デートDVについて、SNSを活用した相談を実施します。	

12 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力

③	SNS・性的マイノリティ相談事業費
SNSを利用して、性的マイノリティの方やその関係者等を対象に、性自認や性的指向の悩み、不安などの相談を受け付けます。	

(6) 有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

【有害環境対策】

①	神奈川県青少年保護育成条例及び神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進
条例に基づく立入調査や指導等を行い、条例の適切な運用を図ります。また、関係業界団体との協働や「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な環境の浄化を推進します。	
②	受動喫煙防止対策の推進
受動喫煙防止対策のため、喫煙区域や喫煙所に20歳未満の者を立ち入らせないルールについて周知、普及・啓発を行うなど、20歳未満の者の受動喫煙防止対策を進めます。	
③	有害環境の浄化
街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対して年齢確認の徹底を要請するなど、有害環境の浄化に取り組みます。また、各々の少年補導員に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行います。	

【防犯】

④	神奈川県警察スクールサポーターによる活動
スクールサポーターは、警察、学校及び地域との連絡調整を図り、地域安全情報の提供や防犯指導等を通じて少年警察ボランティア等の活動を支援するなど、児童等の安全を確保するための活動を行います。	
⑤	ピーガルくん安全メールによる子どもの安全対策の支援
パソコンやスマートフォン等で「ピーガルくん安全メール」 ¹³ の受信を希望した地域住民等に対し、県警察において把握した痴漢等の犯罪情報等やそれらに対する防犯対策の情報を提供し、注意喚起を行います。さらに、同メールへの加入促進を図ります。	

13 子どもを犯罪から守るための情報（例えば、子どもに対する声かけ事案や不審者情報等）を電子メールで登録された携帯電話とパソコンにお知らせするサービスです。

⑥	自主防犯活動への支援
犯罪や事故の発生状況を踏まえた安全情報を発信するとともに、県の安全・安心まちづくり等の取組や地域の自主的な活動を紹介することにより活動の活性化・ネットワーク化を図り、もって県民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を向上させます。	
⑦	防犯人材育成
防犯活動参加者の固定化、高齢化などの課題に対応するため、若者の防犯活動に対する関心を高め、若い世代の自主防犯活動への参加促進を図るための、「セーフティかながわユースカレッジ」により研修・発表活動を行います。 また、地域の自主防犯活動のすそ野を広げ、防犯に対する知識・技能の向上を図るため、有識者等を招聘し「地域防犯ボランティアセミナー」を実施します。	
⑧	市町村地域防犯力強化
地域の防犯力を高めるため、安全・安心まちづくりを目的とし市町村が行う防犯カメラ設置事業を支援します。	
⑨	安全・安心まちづくり県民運動
県民の防犯意識の向上と地域の防犯性を高めるため、キャンペーン等の実施により、犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみの運動として推進します。	
⑩	防犯ボランティア活動への参加促進
ボランティア活動に興味がある学生等に対して、防犯活動の紹介や活動の場を提供するなど、防犯ボランティア活動を始めるきっかけ作りに取り組み、大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進を図ります。	
⑪	学校付近や通学路等におけるパトロール活動の促進
学校の周辺や通学路等における不審者等の出没に対してパトロール活動を実施するほか、市町村の教育委員会に対して学校安全に関する情報提供をしていくとともに、「子ども 110 番の家」や恒常的に子どもの見守り活動を行っている団体に対して、情報提供や活動に対する助言指導を行います。	
⑫	犯罪等に関する情報提供と関係機関・団体との情報交換の実施
子どもの安全を確保するため、子どもが被害者となる犯罪等の情報を提供するとともに、各関係機関・団体の活動に役立てるために、相互の情報交換を行います。	
⑬	私立学校防犯対策強化事業費補助
安全・安心な学校づくりを一層推進するため、私立学校が実施する防犯対策に必要な施設整備に関する費用を補助します。	

【交通安全対策】

⑭	交通安全県民運動
関係機関と連携して暴走族加入防止教室の開催を促進するなど、主に中・高校生を対象に暴走族の反社会性や危険性などを訴える活動を行います。	
⑮	交通安全教育の推進
幼稚園教諭や保護者等に対して親子交通安全教室の形で、幼児を交えながら交通安全指導者としての交通安全指導の方法などの実地指導を行うとともに、小・中・高校の一貫した総合的な交通安全教育に向け、関係機関と連携し、交通安全教育に関する研修講座に講師の派遣や資料提供等を行い、交通安全教育の推進を図ります。 また、交通安全教育指針に基づき、幼児に対しては着ぐるみを使用した交通安全教育や、児童・生徒には参加・体験・実践型の交通安全教育など成長過程に応じた交通安全教育を実施するとともに、交通事故発生情勢及び社会情勢の変化に応じた交通安全教育を実施します。	
⑯	交通事故多発区間（地点）対策の推進
交通事故多発区間（地点）について、国、県、市町村等の道路管理者と県警察が一体となって事故要因や改善策を調査・検討し、安全施設等の整備促進を図り、子どもの事故防止対策を実施します。 また、主に幹線道路の事故発生割合の高い区間において、関係機関が連携して効果的・効率的な対策を集中的に実施することにより、交通事故の削減を図ります。	
⑰	児童幼児のヘルメット等の着用の推進
自転車に乗車するときのヘルメット着用や幼児用座席でのシートベルトの着用促進を図り、子どもの交通事故防止対策を実施します。	
⑱	保育所等に通う児童の園外活動時等の安全管理
保育所等の園外活動を見守るキッズ・ガード等を配置する市町村への支援を行うことで、子どもが集団で移動する際の安全確保を図ります。	
⑲	幅の広い歩道や段差のない歩道等の整備【再掲】
誰もが安心して移動できる生活環境を実現するため、幅員2.0m以上の幅広歩道の整備や、横断歩道部及びバス停部などの段差解消を進めます。	

【製品事故防止、防災対策等】

⑳	無電柱化、自転車の走行環境の整備
誰もが安全で移動しやすい歩行空間を確保するため、道路の無電柱化を推進します。また、自転車を安全で快適に利用できる環境を実現するため、自転車通行空間や自転車の走行位置を明示するピクトグラム等を設置する走行環境の整備を進めます。	
㉑	私立学校への耐震診断調査補助
私立学校が耐震診断調査を実施する際に要する経費に対して補助します。	
㉒	研修及び保育施設巡回指導の実施
保育所等における事故防止について、安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養うため実践的な研修を行います。また、県所管域の認可外保育施設を対象に、睡眠中、食事中、水浴び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援を行うことにより、重大事故の防止を図ります。	
㉓	犯罪被害者等への支援
犯罪被害に遭った子どもやその保護者等が、犯罪等によって奪われた平穏な日常生活を一刻も早く回復できるよう、民間支援団体等と協働・連携して、カウンセリングや法律相談、検察庁や裁判所等への付添い等の支援を提供します。 また、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について県民や事業者等の理解を促進するための普及啓発や、被害者等を支援する人材育成を実施します。	
㉔	被害少年に対する立ち直り支援活動【再掲】
犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージの軽減を図るため、少年相談員等が定期的な面接を通じてカウンセリングを行うなど、継続的な支援を行います。	
㉕	犯罪被害者等の経済的負担の軽減
犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族及び重傷病を負った被害者、並びに自宅等での犯罪被害により転居を余儀なくされた被害者等、深刻な犯罪被害を受けた方を対象とし、見舞金を給付します。 また、日常生活を送ることが困難になった犯罪被害者等を支援するために、家事や育児などの日常生活支援を実施する市町村に対して、経費の一部を補助します。	

(7) 安全教育の推進

①	学校における防災教育の推進
災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各県立学校で作成している「学校防災活動マニュアル」の実効性を高め、家庭・地域と連携した防災訓練を行います。また、県立学校の児童・生徒によるD I G（災害図上訓練）等の実践的防災教育を行います。	
②	少年少女消防教育
県内の少年少女を対象に、防火防災に関する知識の習得を図るとともに、地域や家庭において火災の予防を行うことのできる子どもを育成します。	
③	消費者教育
消費生活の安全を推進するため、これまで作成してきた教育資料を活用するなどして、小学生向けの消費者問題や金銭管理等に関する教育を充実させていきます。	
④	子どもへの防犯指導を行う人材等の育成
幼稚園、保育所、小学校の児童等を対象に防犯指導を行う人材等を育成します。また、地域住民等の防犯意識を高め、防犯活動への参加を促進します。	
⑤	学校等における防犯教育の推進
児童・生徒が自ら考え主体的に安全行動がとれる資質・能力を育成するために、各学校の教職員等の指導者に対して、「防犯教室研修講座」を開催し、防犯教育の推進に努めます。	
⑥	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の推進
児童・生徒用教材やリーフレット等の配布、外部講師等による各校での薬物乱用防止教室の実施、危険ドラッグ等の新しい薬物の情報提供、教員等の指導力の向上を図る研修講座の開催をします。 また、学校・家庭・地域と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進を図ります。	

(8) チャイルド・デス・レビューの体制整備

①	予防のための子どもの死亡検証（CDR） ¹⁴ の体制整備に向けた研究
子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的に、国がモデル事業として実施している他道府県における検証事業を踏まえ、本県における体制整備について研究します。	

(9) 非行防止、相談支援、自立支援の推進

①	暴力団排除条例に基づく取組の推進
暴力団事務所の新規開設及び運営の禁止や暴力団員による少年に対する有害行為等を禁止する規定などを盛り込んだ神奈川県暴力団排除条例を効果的かつ適切に運用し、少年を暴力団員と交際させないことや少年が暴力団員による犯罪の被害を受けないように保護するとともに、地域や学校等に対して必要な情報の提供、助言、相談、啓発その他の必要な支援を行い、少年の健全な育成を図るための良好な環境づくりを推進します。	
②	特殊詐欺への加担防止対策
少年による特殊詐欺加担防止を図るため、学校等の関係機関と連携した広報啓発活動、各種広報媒体を活用した情報発信活動を推進します。また、犯罪実行者募集情報の危険性や違法性について、少年やその保護者等、幅広い年代に対して周知を図ります。	
③	街頭補導活動
少年警察ボランティア、学校関係者等と連携した計画的な街頭補導活動を行い、非行や健全育成上支障が生じる行為をしている少年に対し、必要な助言・指導を行うことにより、少年の健全な育成を図ります。	
④	若年層へ向けた喫煙防止対策の推進
たばこが及ぼす健康への悪影響等を内容とする年代別等のリーフレット類を作成、配布するとともに、SNSを活用した普及啓発や、県立高校等における喫煙防止教育の実施などにより、若年層へ向けた喫煙防止対策を推進します。	

14 Child Death Reviewの略称

⑤	少年非行を防止するための少年補導・相談活動等の推進
少年の非行を防止するため、喫煙や深夜はいかいなどを行う少年の補導活動を進めるとともに、保護者や少年自身から、非行問題等に関する相談を受け、助言・指導を通じて少年の立ち直りを支援します。	
⑥	薬物乱用防止対策
薬物乱用対策推進本部及び薬物乱用防止地域連絡会が主体となり、関係機関、団体等が連携し、県内各地域において、青少年の薬物乱用を防止するための様々な取組を総合的に進めます。 具体的には、学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、街頭キャンペーンにおけるリーフレットの配布等による啓発活動などを実施します。 薬物乱用の未然防止を図るため、学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり啓発DVDやパネル、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教えます。 また、国や県の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における薬物乱用防止の充実を図ります。	
⑦	非行防止教室の開催
警察本部作製の非行防止用啓発教材（紙芝居、クイズ等）を活用した非行防止教室や、高校生が講師となり、小・中学生と一緒に社会のルールや決まりを学ぶ「高校生による非行防止教室」を開催します。	
⑧	少年サポートチーム活動
非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携してチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、積極的な立ち直り支援を行います。	
⑨	警察署等での相談対応
警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、指導・助言を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行います。	
⑩	大学生による健全育成に資する活動
兄、姉的な存在である大学生が、非行や不良行為等の問題を抱える少年に対して、学習支援や居場所づくり等の立ち直り支援や、非行防止教室や少年の規範意識醸成に係る街頭キャンペーン、その他少年の健全育成に資する活動を行います。	

⑪	更生保護事業への支援
犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設の活動に対して支援します。	
⑫	神奈川県青少年保護育成条例及び神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の周知
条例に規定する各種の取組について、ホームページや保護者向けのリーフレット、啓発グッズ等を通じて県民への周知や啓発を行うとともに、学校等からの要望に応じて出前講座を実施します。	

(10) 関係機関・団体の連携の推進

①	学校・警察等との連携
警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、スクールサポーター等が定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の児童・生徒の安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における犯罪情報等の収集・提供のほか、非行防止教室の開催など非行防止・犯罪被害防止に関する活動等を行います。	
②	学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導
児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とした、警察本部と県教育委員会、県私立小学校協会、県私立中学高等学校協会、横浜国立大学教育学部及び県内の全市町村教育委員会との協定により、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直り支援を行います。	
③	社会環境健全化を進める県民運動との連携
青少年関係団体・関係機関等からなる「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」と連携し、「かながわ青少年みらいフォーラム」や青少年健全育成街頭キャンペーン等を実施することで、健全な社会環境づくりを促進します。	